

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和4年美浜町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、8番 森本議員、9番 繁田議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第2号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例について、議案第3号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和4年美浜町議会第3回臨時会に上程いたしました議案4件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

去る令和4年9月15日、会計年度任用職員が保安林内において下草刈り作業を行っていたところ、草刈り機から巻き上げられた小石が近くの「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広

場駐車場に止めてあった自家用軽自動車右後部座席のガラスを直撃、破損したものでございます。作業中、周囲の安全確認を怠ったことにより発生したことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、給食費に関する規定を新たに設け、子育て世帯に対する物価高騰支援策として、ひまわりこども園における1号及び2号認定児に係る給食費を令和4年10月から令和5年3月までの6か月間、時限的に無償とするものでございます。

議案第3号は、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72,200千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を43億18,170千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、教育費負担金、こども園費負担金と学校給食費負担金は、国の交付金を活用し、子育て世帯への物価高騰支援策として、ひまわりこども園及び町立小・中学校における給食費を時限的に無償化し、保護者の経済的負担軽減を図るものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金は、住民税非課税世帯等に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するための事業費と事務費の補助金でございます。

8ページの諸収入、雑入は、台風14号により被災した浜ノ瀬消防車庫の修繕費に係る建物火災共済保険料でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページの総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、需用費は、給食費の時限的な無償化を国の交付金を活用することから、それぞれの予算科目で計上している賄材料費について、負担金を減じた額と同額をこの目に移し替えるもの、負担金補助及び交付金は、子育て世帯物価高騰対策支援金（学校保育所等給食費）と（学校給食費）で、認可保育所や幼稚園等のほか、町外の小・中学校に在所、在園、在学しているお子様を持つ世帯を対象にした物価高騰支援策で、それぞれの給食費相当額を支援金として支給するもの、繰出金は、水道会計への繰出金でございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金費は、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給するものでございます。

消防費、消防施設費、需用費は、台風14号で被災した浜ノ瀬消防車庫の修繕費でございます。

教育費、小学校費、教育振興費、扶助費と12ページの中学校費、教育振興費、扶助費は、時限的な学校給食費の無償化に伴い、本年10月以降、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者への学校給食費に係る就学援助費の支出が不要となることによるものでございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費、需用費と保健体育費、学校給食施設費、需用費は、共に賄材料費であり、総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費へ移し替えるものでございます。

議案第4号は、令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

収益的収入につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰支援策として水道料金を軽減することに伴う営業収益13,464千円の減額と軽減分の補填等による営業外収益13,794千円の追加でございます。

収益的支出につきましては、軽減に係る料金システム改修に伴う営業費用330千円の追加と営業外費用2千円の追加でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案4件について、提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） おはようございます。

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について、細部説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

去る令和4年9月15日、会計年度任用職員が保安林内において草刈り機を使用し、下草刈り作業を行っていたところ、草刈り機から巻き上げられた小石が近くの「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場駐車場に止めてあった和歌山県日高郡印南町大字島田1201番地、片山善男氏所有の自家用軽自動車の右側後部座席のガラスに直撃、破損したものでございます。

作業中、周囲の安全確認を怠り、個人所有物に損害を与える事故を起こしたことから、車の修理代金等63,690円は加入している総合賠償保険で対応し、片山氏との間で和解するものでございます。

今後の対策としましては、道路沿いや危険と思われる場所には飛散防止ネットを設置し、二度と同様の事故を起こさぬよう努めてまいります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 6番、高野です。

1つお尋ねしたいんですが、作業当日の朝、安全に対する注意等々は全くしなかったんですか。こういう作業は何もしないで、いってらっしゃいで行ってもらうんですか。どうなんです。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、安全確認ということがございますけれども、毎日の流れとしまして、朝、必ず朝礼を行います。その中で、当然作業員の安全第一での作業というところは、毎朝そういうふうな指導しております。

それと、当然ですけれども、今回こういうことを受けて、自分たちの安全第一だけではなしに、やはり周囲への安全確認というのを怠らないようにというふうな指導を再度、改めてさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 6番、高野です。

本当に情けない。危険予知が全くできていないんですよ。危険予知ができていないということは、危機管理ができていないんです。分かります。危機管理ができていないんですよ。危険予知というのはどういうことかということ、飛ぶかもしれない。ここに防御柵が要りますよと。これ、危険予知なんです。防御するのが危機管理。朝、朝礼しているのに、こんな事故が起こる。大笑いもんですよ。今まで飛散防止していたこともありましたが。けががないから、だんだんなくなるんですよ。これ、人に当たって人身事故になったらどうなると思います。軽くて過失傷害、重いと重過失傷害ですよ、もしものことがあったら。これ、何もしていなかった。殺人ですよ。そこまで考えたことがあります。多分ないと思うんですよ。

だから、危険予知というのは、本当にどんな作業でも、この作業をするときにこんな危険があるから、危機管理はこうしようというのが危機管理。それでも事故は、安全というのは、絶対にということがないんですよ。必ずどこかへ抜けたときに起こるんですよ。なのにこれ、まるっきりじゃないですか。起こるべくして起こっているということですよ。反省どころやないわ。

これ、町長に前に言うたことがある。危険予知は分かりますか、うん、うーんて。私は何も言わなただけけれども、危険予知なんて全く分かっていないのよ。そうと違うんですか。本当にどの課でも一緒ですけれども、多分いろんなことをする、作業をする。いろんなところへ訪問する。何をしても事故は付き物なんです、事前にあらかじめそういう予知をして回避しているから事故が起こらないんですよ。これ、初めから何も回避も何もしていないじゃないですか。起こって当たり前。これは2回も、3回も後から起こりますよ。

今、私が言った重過失傷害になるんですよと、過失傷害と重過失傷害はえらい違いなん

ですよ。ほんまねえ、もう言いませんけれども、これ、同僚の作業員の皆さんの横に飛んで当たらなくて、同僚に当たらなくてまだよかったですよ。それで済むんやなど。それじゃねえ、またほんまにやります。ほんまに気をつけてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

高野議員がおっしゃるように、今後そのようなことが起こらないよう、作業員だけではございませんので、草刈り機を持つのは。職員もちろん持ちますし、しっかり指導していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 注意するのは当然のことで、今の町長のご答弁もしかりだと思えますが、この本案の件でなぜ損害賠償が、賠償責任が発生するのかというところは、しかと検討されているのか。条文の間違いがあつたら訂正をしていただきたいですが、民法709条、故意または過失により他人の生命、財産を云々ということで損害賠償の責めに任ずと。それと715条の使用者責任、それをもってこの美浜町が、これ会計年度任用職員を使用しておりますので、連帯しての損害賠償責任者になるというのが理解だと思えますが、あくまで故意または過失によるその財物のそういうことで、顧問の弁護士さんに一度相談されてもいいんでしょうが、本当に刑事上のそういう過失傷害罪とかそのあたりに問われるのかどうか。そのあたりもしっかり、今後のことでそういうことで注意をするのか、しないのか、そこをお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、会計年度任用職員が作業中に起こした事故ということで、損害賠償を行うというようなことでございます。

あと手続としまして、総合賠償保険のほうにこういうことが起こりましたという報告をさせていただいた上で、向こうのほうも弁護士等もございますので、そこら十分に判断されて損害賠償として出していただけるというようなことと理解しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和解及び損害賠償の額の

決定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第2号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、給食費に関する規定である第20条中に新しく1項を追加するもので、その内容は給食費負担の減額と免除に関する事項であります。子育て世帯に対する物価高騰支援策として、ひまわりこども園における1号及び2号認定児に係る給食費を令和4年10月から令和5年3月までの6か月間、時限的に無償とする施策を展開していきたいと、この規定を新たに設けるものです。また、今後、火災や風水害、その他これらに類する災害などをはじめ、何らかの特別な理由により減免措置の適用を要する場合に際しても、この規定により対応が可能となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 条例を見ていないので赤恥になるかも分かりませんが、今回は給食費の規定ですが、その他、例えば入園料とか、保育料とか、そのあたりは同じように災害その他特段の理由があるときは、町長は減免、免除できるというふうな規定はあるんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えいたします。

第22条でございますけれども、利用者負担額の減免ということで「利用者負担額は、別に定めるところにより、減額し、又は免除することができる」という規定が第22条にございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そういうふうに委任規定があれば別に定めてオーケーなのか、何か使用料とかそういう料金は、条例で定めないと徴収できないというふうに僕の乏しい記憶にはあるんですが、そんなふうに別の規定でということだけでオッケーなんですか。よく分からないので。明らかにそこで、例えばもう町長が減免できるとか、例えば園長ができるとかそういう規定がなくても、別に定めて、そこでいろんな規定になるのか、それだけでいいのか。何かその条文に減免できるってないと駄目なような理解なんですが、その辺はそれで大丈夫なんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 何というんでしょうか。やっぱり私が思っておりますところは、やっぱり保育料はいわゆる利用者負担とか、給食費の徴収に関する部分については、やはり条例で規定を設けておくべきかと思えます。また、そのことからすれば、減免に関する、または免除に関する規定も条例で定めておく必要があると考えているところでございます。

また、今回も「災害その他特別の理由があると認めるときは」という表現にはさせていただいています。大きなところで減額することができる、免除することができるという規定を条例で設けさせていただきまして、その他特別の理由、そのような部分については、教育委員会なりで持っておくべきものというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

議案第3号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72,200千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を43億18,170千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの地方交付税、普通交付税880千円の追加は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、教育費負担金、こども園費負担金1,316千円の減額と学校給食費負担金13,617千円の減額は、今般、国が創設されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、子育て世帯への物価高騰支援策として、ひまわりこども園及び町立小・中学校における給食費を令和4年10月から令和5年3月までの6か月間、時限的に無償化し、物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担軽減

を図るものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、28,669千円の追加は、電力・ガス・食料品等の価格高騰支援事業分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金57,232千円の追加は、住民税非課税世帯等に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するための事業費と事務費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

8ページの諸収入、雑入352千円の追加は、台風14号により被災した浜ノ瀬消防車庫の修繕費に係る建物火災共済保険料でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページの総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、需用費14,933千円の追加は、前述しました給食費の時限的な無償化が、国が創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して行われることから、それぞれの予算科目で計上している賄材料費について、負担金を減じた額と同額をこの目に移し替えるもの、負担金補助及び交付金1,826千円の追加は、子育て世帯物価高騰対策支援金（保育所等給食費）905千円と（学校給食費）921千円で、認可保育所や幼稚園等のほか、町外の小・中学校に在所、在園、在学しているお子様を持つ世帯を対象にした物価高騰支援策であり、先ほどと同様、令和4年10月以降6か月間におけるそれぞれの給食費相当額を支援金として支給するもの、繰出金13,794千円の追加は、水道会計繰出金でございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金費57,232千円の追加は、令和4年度住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり50千円を支給するものでございます。支給対象、支給時期等の概要は、お手元にお配りしている資料のとおりでございます。1,050世帯に給付金を支給するための事業費と事務費を予算計上してございます。

消防費、消防施設費、需用費704千円の追加は、台風14号により被災した浜ノ瀬消防車庫の修繕費でございます。

教育費、小学校費、教育振興費、扶助費817千円の減額と、12ページ、教育費、中学校費、教育振興費、扶助費539千円の減額は、時限的な学校給食費の無償化に伴い、本年10月以降、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者への学校給食費に係る就学援助費の支出が不要となることによるものでございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費、需用費1,316千円の減額と教育費、保健体育費、学校給食施設費、需用費13,617千円の減額は、共に賄材料費であり、総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費へ移し替えるものでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料として、給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点。

まず、この議案9ページ、雑入、建物火災共済保険料。私の理解では、保険料というのは、保険者に保険契約者が払うのを保険料といいます。支払われるのは、どう考えても保険金、例えば填補金であるとか、給付金であるとか、そういう名前になると思いますが、保険料がなぜうちに入ってくるんですか。字句、語句は正確に。保険料で間違いだったら、そうだというそれと一般的な国語というか、そういう名称からすると、これは全く違うと思うんですが、いかがですか。

それと、歳出の総務費だったかな。そうそう11ページ、需用費、賄材料費がここに入っています。まだ僕が議員になった頃、予算というのは、款、項、議決事項でありまして、これはもうこの款、項はまたがないという、予備費以外ですね。それを根本的に僕の認識を変えるような話ですので、これはこれで問題がないのか。

それはもう一点、何かこれ、添付資料を聞いてもいいですよ。枠でいうと2段目になるのかな。積算基礎支援金の支給、町外小・中学校給食費相当額。これは単純な疑問です。区域外はよく分かるんですが、転出、転出、転出ということは、これ中学校の生徒ですね。生徒さんはもう町民じゃないという理解ですよ。何かその辺で少し違和感があるので、町外じゃない生徒さんにとこのような、そんな理解になるんですか。

以上、3点お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、1点目の保険料、保険金ではないのかということにつきまして、財務のほうで管理しているこの細節名になるんですが、こちらのほうで、この保険料の保険金が入ってくるころについては、建物火災共済保険料として既に設置している細節名でありましたので、この細節名として予算計上した次第です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 3点目のご質問にお答えさせていただきます。お配りさせていただいている資料に支援金の支給、小・中学校給食費相当額の欄の③から⑦の方につきましては、議員おっしゃられるとおり、もう町外に転出して、それぞれの学校に通っている子どもたちでございます。私どもこの制度設計を考えたときに、親御さんは美浜町内にやっぱり在住しているということも踏まえまして、この方に対しましても美浜町の子どもという認識で、今回、住民ではございませんけれども、対象にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） それと2点目の賄材料費の予算の取扱いについてですが、根本的な財源が国の設置されました交付金によって充当できるということから、予算の振替

をさせていただいたということで、財政的には問題ないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点目の町外転出、要はその親御さんはここにいて扶養義務があるからという理解でいいのか。

それと建物共済保険料、細部説明なり、提案理由はだからという、そういうことを聞いているんじゃないかと、保険料なのか、保険金なのかと聞いている話です。全く違うんですよ、支払うのと支払われるのですから。款、項だから、節のたかが説明なのでこだわることはないんでしょうけれども、そういうところまでしっかり、はっきり、以前からですけども、この字句というか、だんだん誤字、脱字でもちゃんと訂正が入ったと思いますが、これは明らかに物が違ってきますので、保険料と保険金。話飛ぶか分かりませんが、国保なら国保税でしょう。国保保険料と、保険料のそういう団体もあるでしょうけれども、そんなところがあるので、そこまでしっかりやって、普通は一般的にはやるべきじゃないですか。これ、議会へ上程した文書ですからね。

もう一度聞きます。保険料なんですか、保険金なんですか。

2点目はいいです、問題ないと言うんだったら。

3点目は、扶養義務があるからということなのか、その2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 3点目、先ほど教育課長のほうから申し上げたわけなんですけれども、議員おっしゃいますように、保護者の方につきましては美浜町在住ということで、扶養は保護者の方がされておりますということで、同じように対応したいということで、今回、この設計をいたしました。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 保険料か、保険金かにつきましては、保険金でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ほな、これどうするんですか。議長、この文書は。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前十時一〇分休憩

—————・—————

午前十時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この保険料につきましては、ずっとこういう形で保険料として入ってきておりました。今回、谷議員から指摘がありましたので、今後、保険金として記載していきたいと思っておりますので、今回こういうことでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほか、ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページの補正予算実施計画の見積基礎の収益的収入についてご説明いたします。

営業収益、給水収益13,464千円の減額、営業外収益、雑収益13,794千円の追加でございます。

営業収益、給水収益13,464千円の減額は、電力・ガス・食料品等の価格高騰支援策として水道料金の基本料金を令和4年12月から令和5年2月分の3か月間免除する額12,573千円と、メーター使用料を同期間免除する額891千円でございます。

営業外収益、雑収益13,794千円の追加は、給水収益で減額となる額13,464千円と、免除に係る料金システム改修料330千円を一般会計から繰り入れていただくものでございます。

収益的収入の補正額は330千円の追加で、水道事業収益合計は1億32,398千円となっております。

次に、8ページの補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費330千円の追加は、基本料金及びメーター使用料の免除に係る料金システム改修料でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税2千円の追加は、予算の振替による端末処理によるものでございます。

収益的支出の補正額は332千円の追加で、水道事業費用合計は1億25,738千円

となつてございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億4,141千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

この今の議案の内容について云々ではない。これは全所帯というか全町民的、押しなべてかつ平等的なような要素になっていると理解、そのような趣旨だと思いますが、これはこれでいいんですかね。本当に町民、僕は公平公正とよくそのあたりをお聞きしている立場、そういうことですから、何か一般的に住民の方から、何や六十前後ぐらいで子育ても終わって、そんな方たちは、自分たちは一個も何もないみたいな、こんなふうな水道代とか、商品券は別でしょうけど、そんなんがあつて、このコロナに対応する緊急の対策として町民全体の公平な対策になり得ているのか、そのあたりをお聞きしたいんです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この今回の交付金につきましては、やはりガス・電気、この高騰ということで限定して国からも言ってきております。それで、皆さんに平等にそういうことでできるというたら、この水道料金なのかなということ、今回、水道課長にもお願いしまして、この3か月の基本料金を免除という形にしました。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年美浜町議会第3回臨時会を閉会します。

午前十時二十二分閉会

お疲れさまでした。